

専用水道のしおり

令和3年度改訂版
(令和3年4月1日)

帯広市公営企業

<目次>

【1. 留意事項】

1. 専用水道とは	1
2. 施設の確認申請	1
3. 施設基準	2
4. 水道技術管理者の設置	2
5. 水道技術管理者の業務	3
6. 水質検査	4
7. 健康診断	7
8. 衛生上の措置	7
9. 緊急給水停止	8
10. 改善指示	8
11. 給水停止命令	8
12. 第三者委託	8
13. 報告徴収と立入検査	9

【2. 資料】

1. 水質基準項目の検査における基準値、給水栓以外での採取の可否、検査回数、検査回数の減及び省略の可否	10
---	----

【3. 様式】

様式第1号 布設工事設計確認申請書	13
様式第5号 記載事項変更届	16
様式第6号 給水開始届	17
様式第7号 技術管理者設置報告書	18
様式第8号 技術管理者変更報告書	19
様式第9号 緊急停止報告書	20
様式第10号 業務委託開始届	21
様式第11号 業務委託契約失効届	22
様式第12号 廃止報告書	23

【1. 留意事項】

1. 専用水道とは？

■10人以上の人の居住に必要な水を供給する水道施設

■居住に必要な水量が1日20m³を超える水道施設

該当法令：<法第3条第6項><令第1条第2項><規則第1条>

上記のいずれかに該当する施設は「専用水道」の該当となります。

なお、「居住に必要な水」とは、「人の飲用、炊事用、浴用その他の他人の生活の用に供する水」に該当する水となります。

■他の水道（上水道）から供給を受ける水のみを水源として、口径25mm以上の導管の全長が1,500mを超えるか、水槽の有効容量の合計が100m³を超える施設

該当法令：<法第3条第6項ただし書><令第1条第1項>

上記に該当する場合も「専用水道」の該当となります。

専用水道は井戸等の自己水源を利用するのが一般的ですが、上水道などの他の水道からの受水のみを水源とする場合でも、途中で汚染を受ける可能性がある場合は専用水道の該当となります。

2. 施設の確認申請

専用水道施設の工事をする場合は、事前に帯広市の確認を受けなければなりません。

該当法令：<法第32条、第33条第1項、第2項及び第4項><規則第53条>

専用水道の新設、増設や改造工事をする場合には、事前にその施設が法（第5条の施設基準）に定める施設に適合していることについて、帯広市から確認を受けなければなりません。

なお、申請様式は帯広市専用水道事務処理要領【様式1】で定められており、廃止した場合の届出様式は同要領【様式12】で定められています。

上記申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに帯広市に届け出なければなりません。

該当法令：<法第33条第3項>

申請者の住所や氏名、水道事務所の所在地（会社や組合等の場合は、名称、代表者の氏名、事務所の所在地）に変更が生じた場合は速やかに届け出る必要があります。

なお、届出様式は帯広市専用水道事務処理要領【様式5】で定められています。

3. 施設基準

専用水道施設は**施設基準に適合**していなければなりません。

該当法令：＜法第5条第1項から第4項＞＜水道施設の技術的基準を定める省令＞

確認を受ける際にも、**使い始めてからも、法第5条に定める施設基準を遵守しなければなりません。**施設基準は一般的項目から取水、導水、浄水、送水、配水の施設毎に細かく定められています。

工事が終了した施設を**使用開始（給水）する前には検査を実施し、帯広市への届け出が必要**です。また、**検査結果は5年間の保存が必要**です。

該当法令：＜法第34条第1項及び第48条の2で準用する法第13条第1項及び第2項＞
＜規則第10条第1項、第2項及び第11条＞

新設、増設や改造工事を行った水道施設は、**給水開始前に水質基準項目（51項目）及び消毒の残留効果の検査と浄水能力・消毒能力、流量、圧力等の施設検査を行った結果を基に、帯広市に届け出る必要があります。**また、この**検査結果は5年間保存**しておかなければなりません。

なお、届出の様式は帯広市専用水道事務処理要領【様式6】で定められています。

4. 水道技術管理者

水道技術管理者を設置しなければなりません。

該当法令：＜法第34条第1項で準用する法第19条第1項及び第3項＞
＜令第5条第1項及び第2項並びに第7条第1項及び第2項＞
＜規則第9条及び第14条＞

専用水道設置者は、**資格を持った水道技術管理者を置かなければなりません。**

また、必要となる資格は学歴とその後の水道技術の実務経験年数により次のとおりです。

＜令第5条に定める水道の布設工事監督者の有資格者＞

- ① 大学の土木工学科に相当する課程で衛生工学、水道工学に関する学科の卒業生【経験年数2年】
- ② 大学の土木工学科に相当する課程で①以外の学科の卒業生【経験年数3年】
- ③ 短期大学、高等専門学校、旧専門学校で土木科に相当する課程の卒業生【経験年数5年】
- ④ 高等学校、中等教育学校、旧中等学校で土木科に相当する課程の卒業生【経験年数7年】
- ⑤ 経験年数10年以上の経験者

※ 規則第9条に定める①～⑤の者と同等以上の技能を有すると認められる者

- ⑥ ①の卒業生で大学院研究科での1年以上の衛生工学、水道工学を専攻した卒業生【経験年数1年】
- ⑦ ②の卒業生で大学院研究科での1年以上の衛生工学、水道工学を専攻した卒業生【経験年数2年】
- ⑧ 外国の①～④と同等以上の学校の卒業生【経験年数①～④と同じ】
- ⑨ 技術士法第4条第1項の第2次試験のうち上下水道部門に合格した者【経験年数1年】

＜令第7条に定める水道技術管理者の資格＞

- ⑩ 大学の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科の卒業生【経験年数4年】
 - ⑪ 短大、高等専門学校、旧制専門学校で⑦に相当する学科の卒業生【経験年数6年】
 - ⑫ 高等学校、中等教育学校、旧中等学校で⑦に相当する学科の卒業生【経験年数8年】
- ※ 規則第14条に定める⑩～⑫の者と同等以上の技能を有すると認められる者

- ⑬ 大学の①及び⑩以外の学科の卒業生【経験年数5年】
- ⑭ 短大、高等専門学校、専門学校で③及び⑪以外の学科の卒業生【経験年数7年】
- ⑮ 高等学校、中等教育学校、旧中等学校で④及び⑫以外の学科の卒業生【経験年数9年】
- ⑯ 外国の⑩～⑫と同等以上の学校の卒業生【経験年数⑩～⑫と同じ】
- ⑰ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習を修了した者【経験年数不問】

なお、③、⑧、⑪、⑭と⑯は専門職大学前期課程の修了者を含みます。

また、1日最大給水量が1,000 m³以下の専用水道については記載年数の2分の1の経験年数が必要です。

5. 水道技術管理者の業務

水道技術管理者は自ら、または他の職員を監督して定められた技術上の業務を担当しなければなりません。

該当法令：<法第34条第1項で準用する法第19条第2項>

水道技術管理者は、

- ① **水道施設が法第5条の施設基準に適合しているかどうかの検査**
(「3. 施設基準」を参照)
- ② **法第13条第1項の給水開始前の水質検査及び施設検査**
(「3. 施設基準」を参照)
- ③ **法第20条第1項に定める定期及び臨時の水質検査**
(「6. 水質検査」を参照)
- ④ **法第21条に定める水道業務従事者の健康診断**
(「7. 健康診断」を参照)
- ⑤ **法第22条に定める衛生上の措置**
(「8. 衛生上の措置」を参照)
- ⑥ **法第23条第1項に定める給水の緊急停止**
(「9. 緊急給水停止」を参照)
- ⑦ **法第37条に定める給水停止**
(「11. 給水停止命令」を参照)

等の業務を担当します。資格者がいない場合は、**外部に委託することも可能**(「12. 第三者委託」を参照)ですが、受託する水道技術管理者が、本来の業務を含め受託した業務も無理なく履行できる必要があります。

また、法律では水道技術管理者を設置した場合に届出の義務付けはありませんが、帯広市専用水道事務処理要領では**設置した場合と変更した場合に届け出るよう定められています**。

なお、設置届出様式は帯広市専用水道事務処理要領【様式7】、変更様式は同要領【様式8】で定められています。

6. 水質検査

定期的に水質検査を行わなければなりません。

該当法令：＜法第34条第1項で準用する法第20条第1項及び第2項＞
＜規則第15条第1項、第4項及び第5項＞

専用水道設置者は、定期的に水質検査を原則として(給水系統毎の末端)給水栓で採水し、その結果を5年間保存しておかなければなりません。以下、定期検査については次のとおりです。

- ① 毎日検査(色、濁り、消毒の残留効果)＜規則第15条第1項第1号イ＞
- ② 毎月検査(11項目) ＜規則第15条第1項第3号イ前段＞
- ③ 3ヶ月に1回の検査(39項目) ＜規則第15条第1項第3号イ後段＞

帯広市専用水道事務処理要領では、**検査を実施した翌月の10日までに水質検査結果を報告**するよう定められています。

また、毎日検査と毎月検査は検査を省略したり、回数を減らしたりすることはできませんが、3ヶ月に1回の検査項目については、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下あるいは1/10以下であり、水源の汚染源の状況から水源水質が大きく変わる恐れが少ないときは、**年1回又は3年に1回まで検査回数を減らすことが可能**です。

3ヶ月に1回の検査項目については、過去(少なくとも連続した5年以上)の検査結果が基準値の1/2以下で原水、水源、周辺の状況を勘案して検査の必要がないことが明らかな場合は、その項目の検査を省略(検査をしない)ことも可能ですが、その場合でも3年に1回程度は確認のための検査を実施するよう通知(平成15年健水発1010001号厚生労働省水道課長通知)が出されています。

なお、項目別の検査回数減及び検査省略の可否については、【2. 資料】を参照

毎事業年度の開始前に水質検査計画の策定が必要です。

該当法令：＜規則第15条第6項から第8項＞

専用水道設置者は、年間の水質検査の実施計画を策定しなければなりません。なお、**その計画を帯広市に報告**するようお願いしています。

水質検査は厚生労働大臣登録機関に委託できます。

該当法令：＜法第20条第3項、規則第15条第8項＞

専用水道設置者自ら水質検査ができない場合は、厚生労働大臣に登録した検査機関に委託することができます。道内を水質検査の区域としている登録検査機関は次のホームページアドレスにて確認できます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/suidou/kensakikan.htm>

塩素消毒でも死なない病原性原虫「クリプトスポリジウム」や「ジアルジア」の汚染に気をつけましょう。

塩素消毒でも死なないクリプトスポリジウムやジアルジアなどの原虫は札内川などでも見つっています。これらの原虫は、人間を含む動物の消化器内で繁殖し糞便と共に排出されます。したがって、人間を含む動物の尿やこれを処理した排水が流れ込む川などは、これらの原虫に汚染されている可能性があります。

この原虫から感染すると腹痛を伴う下痢が3日から一週間続き、嘔吐や発熱を伴うこともあります。

厚生労働省から通知されている「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」では、水源ごとに汚染の恐れをレベルごとに判断し、対策を講ずるよう定めております。

【リスクレベルと対策等】

リスクレベル	原水の種別等	対策	クリプトスポリジウム等の検査頻度			
			対策済みの場合		未対策の場合	
			クリプトスポリジウム等	指標菌	クリプトスポリジウム等	指標菌
レベル4	地表水である原水から指標菌が検出されている場合	ろ過地の出口濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備	水質検査計画に基づき検査	水質検査計画に基づき検査	1回/3月以上	1回/1月以上
レベル3	レベル4に該当しない伏流水、井戸水であって、原水から指標菌が検出されたことがある場合	ろ過地の出口濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備 紫外線処理設備				
レベル2	原水から指標菌が検出されていない場合	—	—	1回/3月以上	—	1回/3月以上
レベル1	被圧地下水のみを取水しており、かつ、原水の水質検査結果から地表水が混入していないことが確認できる井戸	—	—	1回/年（大腸菌、トリクロロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目）	—	1回/年（大腸菌、トリクロロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目）

指標菌は、大腸菌、嫌気性芽胞菌をいいます。

水源の水についても、年1回は全項目検査を実施し、水源の状況把握に努めましょう。

厚生労働省通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」では、全ての水源について水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査（消毒副生成物である総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、プロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒドの11項目を除く39項目）を実施し、記録を保存することとしています。

水源の水質悪化は浄水の水質悪化に繋がります。クリプトスポリジウム汚染の恐れも含めて、水源の検査は転ばぬ先の杖です。

水質検査結果が**基準を超えた場合、基準を超えそうになった場合は帯広市に知らせてください。**

該当法令：＜規則第15条第2項＞

帯広市は帯広市専用水道事務処理要領で、水質基準に不適合となった場合のほか、**水質基準の70%を超えた場合についても報告をいただくこととしています。**（基準の70%を超えた場合は、汚染が進行している可能性があるとの理由です）これに併せて、臨時の水質検査を実施し、不適合の状況により、次の「水質異常時における給水停止・制限の取扱い」を参照し、給水の停止・制限など適切な措置をとるようにしてください。

これらのデータは水源や浄水施設の異常を示すものですので、素早い対応のためにも報告をお願いします。なお、報告様式は帯広市専用水道事務処理要領【様式9】で定められています。

【水質異常時における給水停止・制限の取扱い】

1. 「健康に関連する項目」が水質基準を超過し、または超過するおそれがある場合
原則、下記のとおり対応する。

措 置		判 断 基 準
給水停止	法第23条の緊急停止	直ちに人の生命に危険を生じ、または身体の正常な機能に影響を与えるおそれがある場合 (例) ・毒物の投入等、人為的な汚染のおそれがある場合 ・急性中毒等を生じるおそれがある場合 ・基準超過が続き、このまま給水した場合、慢性中毒等を生じるおそれがある場合
	任意の給水停止	上記の他、給水停止が必要と判断した場合
給水継続	用途を制限し継続	給水停止が必要な場合のうち、雑用水に用途を制限し継続する必要がある場合 なお、この場合は、関係者に対し、飲食等に利用することが危険であり、雑用水に用途を制限することを周知すること
	監視継続	上記以外 ただし、基準超過が長期化する場合には、必要に応じて改善を行うこと

2. 「水道水が有すべき性状に関連する項目」が水質基準を超過し、または超過するおそれがある場合
基準超過が長期化する場合や、色度、濁度のように健康に関連する項目の水質汚染の可能性を示す項目や、銅のように過剰量の存在が健康に影響を及ぼすおそれのある項目については、1に準じ給水を停止するか判断すること。
3. その他
「監視項目」等、水質基準項目以外の水質についても、指針値等を超過した場合等には、必要に応じて1に準じ給水を停止するか判断すること。

消毒薬として使用される次亜塩素酸ナトリウムの**適正購入と適正保管に努めましょう。**

厚生労働省通知「次亜塩素酸ナトリウム等水道用薬品の使用に当たっての留意事項について」では、次亜塩素酸ナトリウムの購入時に臭素酸の含有量を確認することや、長期間の保管及び高温での保管を避けるよう定めています。

次亜塩素酸ナトリウムを高温下で長期間保管すると、塩素酸や臭素酸が生成されたり、消毒能力が低下しますので、適正な保管管理をお願いします。

7. 健康診断

定期的に健康診断（検便）を受けなければなりません。

該当法令：＜法第34条第1項で準用する法第21条第1項及び第2項＞
＜規則第16条第1項から第4項＞

専用水道設置者は、水道施設において業務に従事している者及び水道施設の構内に居住している者について、**概ね6ヶ月に1回毎**に病原体がし尿に排せつされる感染症の患者の有無を検査しなければなりません。

検査は、赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象として、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとされています。また、急性灰白髄炎（小児麻痺）、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意が必要です。（平成15年健水発1010001号厚生労働省水道課長通知）

他の法令に基づいて行われた健康診断の内容が上記の内容に相当する場合は、その記録をもって代替することができます。

8. 衛生上の措置

施設を常に清潔に保ち、外部からの汚染を防止し、給水栓における水の残留塩素の確保に必要な措置をしなければなりません。

該当法令：＜法第34条第1項で準用する法第22条＞＜規則第17条第1項＞

専用水道設置者は、施設を清潔に保ち、人畜がみだりに立ち入ることができないように柵の設置や施錠をし、水が汚染されないようにしなければなりません。

また、給水栓における遊離残留塩素が0.1mg/ℓ（結合残留塩素の場合は0.4mg/ℓ）以上を保つよう、塩素消毒をしなければなりません。

9. 緊急給水停止

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、関係者に危険を通知しなければなりません。

該当法令：＜法第34条第1項で準用する法第23条第1項及び第2項＞

専用水道設置者は、施設から供給する水が人の健康を害するおそれがあることが判明した場合、直ちに給水を停止し、危険があることを関係者（利用者、帯広市など）に周知しなければなりません。

10. 改善の指示

帯広市は専用水道設置者に施設の改善の指示や、水道技術管理者の変更を勧告することができます。

該当法令：＜法第36条第1項及び第2項＞

帯広市は、専用水道設置者が施設基準に適合せず、使用者の健康を守るために必要と認めるときは、施設の改善を指示することができます。

また、水道技術管理者が「5. 水道技術管理者の業務」等の職務を怠っており、警告しても継続して職務を怠ったときは、専用水道設置者に対して水道技術管理者を変更するよう勧告することができます。

11. 給水停止命令

帯広市は専用水道設置者が改善の指示に従わない場合は、給水停止を命じることができます。

該当法令：＜法第37条＞

帯広市は、専用水道設置者が「10. 改善の指示」に該当する改善指示や勧告に従わず、そのまま給水を継続させると利用者の利益を阻害すると認めるときは、給水を停止すべきことを命ずることができます。

12. 第三者委託

水道管理に関する技術上の業務を第三者に委託できます。委託した場合は遅滞なく帯広市に届け出なければなりません。

該当法令：＜法第34条第1項で準用する法第24条の3第1項から第8項＞＜令第9条＞

専用水道設置者は、技術上の業務を水道事業者や、業務を適正確実にを行う経理的・技術的基礎を有する者に委託ことができ、委託した場合は帯広市に届け出なければなりません。

この委託は水道法上の責任を伴う包括的な委託であり、例えば機器の維持管理のみを委託するような私法上の委託とは異なります。技術上の観点から一体として行わなければならない業務は一つの業者に委託しなければなりません。

なお、届出様式は帯広市専用水道事務処理要領【様式10】で定められており、その契約が失効した場合の届出様式は同要領【様式11】で定められています。

また、受託者は通常の水道技術管理者と同じ資格を持つ水道技術管理者を設置しなければなりません。

13. 報告徴収と立入検査

帯広市は専用水道設置者に対して、工事の施工状況や**管理の状況について立入検査**や**報告徴収**をすることができます。

該当法令：〈法第39条第2項〉

帯広市は、工事の管理の適正を確保するため、専用水道設置者に報告を求め、施設に立入検査を行うことができます。このため、**2年に1度、施設に立ち入り、維持管理状況その他の検査確認を行います。なお、その際に指摘事項や指導項目があった場合は、翌年に再度立入検査を行います。**

また、専用水道施設の管理状況等について、アンケートや問い合わせを行うことがありますので、ご協力をお願いします。

【2. 資料】

1. 水質基準項目の検査における基準値、給水栓以外での採取の可否、検査回数、検査回数の減及び省略の可否

番号	項目名	基準値	給水栓以外での水の採取の可否	検査回数	検査回数減の可否	検査回数省略の可否
-	色、濁り及び消毒の残留効果		不可	1日1回以上	不可	不可
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	不可	概ね 1月に1回以上	不可	不可
2	大腸菌	検出されないこと				
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.003mg/L 以下であること	一定の場合可 (注1)	概ね 3月に1回以上	注4のとおり	注5のとおり
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.0005mg/L 以下であること				
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.01mg/L 以下であること				
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.01mg/L 以下であること	不可	概ね 3月に1回以上	注4のとおり	注6のとおり
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L 以下であること	一定の場合可 (注1)			
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.05mg/L 以下であること	不可			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下であること				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 0.01mg/L 以下であること	一定の場合可 (注1)	概ね 3月に1回以上	注4のとおり	注5のとおり (海水を原水とする場合不可)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下であること				
12	フッ素及びその化合物	フッ素に関して、 0.8mg/L 以下であること				
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L 以下であること	一定の場合可 (注1)	概ね 3月に1回以上	注4のとおり	注7のとおり
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下であること				
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下であること				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下であること				
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下であること				
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下であること	不可	概ね 3月に1回以上	注4のとおり	注3のとおり(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可)
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下であること				
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下であること				
21	塩素酸	0.6mg/L 以下であること				
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下であること				
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下であること				
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下であること				
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下であること				
26	臭素酸	0.01mg/L 以下であること	不可	概ね 3月に1回以上	不可	注3のとおり(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可)

番号	項目名	基準値	給水栓以外での水の採取の可否	検査回数	検査回数減の可否	検査回数省略の可否
27	総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L以下であること	不可	概ね 3月に1回以上	不可	不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること				
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること				
30	プロモジホルム	0.09mg/L以下であること				
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること				
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること				
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること				
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること				
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること				
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること				
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること	不可			
38	塩化物イオン	200mg/L以下であること	不可	概ね 1月に1回以上	注2のとおり	不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること	一定の場合可 (注1)	概ね 3月に1回以上	注4のとおり	注5のとおり
40	蒸発残留物	500mg/L以下であること				
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること				
42	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール (別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下であること	不可	概ね1月に1回以上(注3)	不可	注8のとおり
43	1, 2, 7, 7'-テトラメチルビスクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L以下であること	一定の場合可 (注1)	概ね 3月に1回以上	注4のとおり	注5のとおり
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること				
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること				
46	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること				
47	pH値	5.8以上8.6以下であること				
48	味	異常でないこと	不可	概ね 1月に1回以上	注2のとおり	不可
49	臭気	異常でないこと				
50	色度	5度以下であること				
51	濁度	2度以下であること				

注1 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取することができる。

(規則第15条第2項)

- 注2** 自動連続測定・記録している場合、概ね3月に1回以上とすることが可。(規則第15条第3項イ)
- 注3** 当該事項を算出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。(規則第15条第3項ロ)
- 注4** 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。(規則第15条第3項ハ)
- 注5** 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。(規則第15条第4項表1段目)
- 注6** 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。(規則第15条第4項表2段目)
- 注7** 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。(規則第15条第4項表3段目)
- 注8** 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。(規則第15条第4項表4段目)

【3. 様式】

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

帯広市公営企業管理者

様

申請者 住所

氏名

専用水道布設工事設計確認申請書

下記のとおり専用水道の布設工事（新設・増設・改造）の設計が水道法第5条の規定による施設基準に適合するものであることについての確認を受けたいので、同法第33条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 施設の名称

2 設置場所

3 施設の概要

別添「工事計画書」のとおり

別添「工事計画書」

1 水道施設の概要

2 給水戸数及び人数

3 1日最大給水量及び1日平均給水量

4 水源

- (1) 種別 受水 (水道から受水)
地下水 (深井戸・浅井戸)・湧水
- (2) 原水水質 別紙「原水水質試験結果」のとおり

5 取水施設

- (1) 取水方法
- (2) 取水量
- (3) 取水地点
- (4) 井戸の構造
- ア 口径 mm イ 深さ m
- ウ ストレーナー位置 m

6 導水施設

- (1) 管種 (2) 口径 mm (3) 延長 m

7 浄水施設

- (1) 沈でん池
- ア 方式：普通・薬品・その他 ()
- イ 池内平均流速： cm/分
- (2) ろ過池
- ア 方式：急速・緩速
- イ ろ過速度： m/日
- (3) 特殊処理
- 方式：除鉄・除マンガン処理・その他 ()
- (4) 浄水池
- ア 構造：
- イ 有効容量： m³ (縦 ×横 ×深さ)
- (5) 消毒設備
- ア 形式：
- イ 性能：
- ウ 台数： 台 (うち予備 台)

8 送水施設

(1) 送水ポンプ

ア 揚程： m イ 吐出量： l/分 ウ 口径： mm
エ 出力： kw オ 台数： 台 (含予備)

(2) 送水管

ア 管種： イ 口径： mm ウ 延長： m

9 配水施設

(1) 配水池・受水層

ア 構造： イ 有効容量： m³ (縦 × 横 × 深さ)

(2) 配水・揚水ポンプ

ア 揚程： m イ 吐出量： l/分 ウ 口径： mm
エ 出力： kw オ 台数： 台 (含予備)

(3) 揚水管

ア 管種： イ 口径： mm ウ 延長： m

(4) 高架・高置水槽

ア 構造： イ 有効容量： m³ (縦 × 横 × 深さ)

(5) 配水管

ア 管種： イ 口径： mm ウ 延長： m

10 布設工事の期間及び給水開始予定年月日

(1) 工事期間： 年 月 日から 年 月 日まで

(2) 給水開始： 年 月 日 (予定)

(施設概要書においては、不要)

11 添付書類

(1) 設計図 (位置図、水道施設系統図、水道施設構造図等)

(2) 水理計算書、ポンプ仕様書、水道施設構造計算書等

(3) 受水の契約書等 (特に必要と認められる場合)

年 月 日

帯広市公営企業管理者

様

申請者 住所
氏名

確認申請書記載事項変更届

専用水道布設工事設計確認申請書の記載事項を下記のとおり変更したので、水道法第33条第3項の規定により届け出ます。

記

1 専用水道の名称

2 変更の内容

変更前

変更後

3 変更年月日

年 月 日

帯広市公営企業管理者

様

申請者 住所
氏名

専用水道給水開始届

新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始するので、水道法第34条第1項において準用する同法第13条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 新設、増設又は改造に係る施設の名称

- 2 工事完了年月日

- 3 給水開始年月日

添付書類

- 1 水質検査の結果
- 2 施設検査の結果

年 月 日

帯広市公営企業管理者

様

申請者 住所
氏名

専用水道技術管理者設置報告書

水道法第34条第1項において準用する同法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 水道技術管理者の氏名
- 3 水道技術管理者の学歴及び水道に関する技術上の実務経験

添付書類

水道技術管理者の資格を有することを証する書面

帯広市公営企業管理者

様

申請者 住所
氏名

専用水道技術管理者変更報告書

水道法第34条第1項において準用する同法第19条第1項の規定による水道技術管理者を変更したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 変更後の水道技術管理者の氏名
- 3 変更後の水道技術管理者の学歴及び水道に関する技術上の実務経験
- 4 変更の理由

添付書類

水道技術管理者の資格を有することを証する書面

年 月 日

帯広市公営企業管理者

様

申請者 住所
氏名

専用水道緊急停止（制限）報告書

水道法第34条第1項において準用する同法第23条第1項の規定により、給水の緊急停止（制限）を行ったので、下記のとおり報告します。

記

1 施設の名称

2 停止（制限）した年月日

3 停止（制限）の期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 停止（制限）の理由

年 月 日

帯広市公営企業管理者

様

申請者 住所

氏名

専用水道業務委託開始届

水道の管理に関する技術上の業務を委託したので、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 水道管理業務委託者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 2 受託水道業務技術管理者の氏名
- 3 委託した業務の範囲
- 4 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- 1 受託水道業務技術管理者の資格を有することを証する書類
- 2 委託契約書の写し

年 月 日

帯広市公営企業管理者

様

申請者 住所
氏名

専用水道業務委託契約失効届

水道の管理に関する技術上の業務を委託に係る契約が効力を失ったので、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 水道管理業務委託者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 2 受託水道業務技術管理者の氏名
- 3 委託した業務の範囲
- 4 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 当該契約が効力を失った理由

年 月 日

帯広市公営企業管理者
様

申請者 住所
氏名

専用水道廃止報告書

専用水道を 年 月 日付けで廃止したので、下記のとおり報告します。

記

1 施設の名称

2 所在地

3 確認番号 確認年月日 年 月 日

4 廃止の理由